

【問い合わせ】

JAM総務・企画グループ
グループ長 五味 哲哉
TEL：03-3451-2141

報道関係者 各位

賃金改善分要求額

全体で503単組4,507円、300人未満は372単組4,539円で全体を上回る

2月21日（火）統一要求日を迎え、2月27日（月）に春季生活闘争の要求状況について第2回集計を行いました。JAMは、未組織の中小企業労働者及び非正規労働者への2017年春季生活闘争の波及を期待しここにお知らせいたします。

【要求状況】

- ◆要求提出は773単組49.5%（去年同期47.1%）（交渉単位ベース）
- ◆賃金改善分要求額は、全体で503単組4,507円（去年同期4,814円）、300人未満は372単組4,539円（同4,805円）で全体を上回る
- ◆平均賃上げ額は、全体で8,624円（同一単組前年▲153円）、300人未満で8,480円（同▲100円）
- ◆個別賃金要求水準明示199単組（去年同期140単組）、現行水準明示378単組（去年同期220単組）
- ◆2月22日、第一回中央闘争委員会を開催し、統一要求日の状況を踏まえ、①深刻な人材不足への対応として「人への投資」を求め、②絶対額重視の取り組み重視し、個別賃金要求を追求すると共に③価値を認めあう社会の実現に向けた要請を行うことにより④3月14日-15日に向けた回答引き出しと相場けん引していくことを確認した。

【価値を認めあう社会へ】

- ◆「価値を認めあう社会へ」の取り組みとして、企業の経営状況を把握し、価格の引き上げなど確実に利益を確保することを要請する取り組みを展開している。JAMの運動に対して経営者からは、一定の評価を得ることができた。
- ◆取引の実態調査と経営者からの声をもとに経済産業省、公正取引委員会、国土交通省、厚生労働省、消費者庁に対して監督と指導の強化を2月27日までに要請した。

- ◆要求基準について：JAM加盟組合員25万人の賃金データを元に、到達水準として高卒直入者所定内賃金の第3四分位を参考に、30歳260,000円、35歳305,000円を提示している。また、ミニマム水準（JAM一人前ミニマム基準）として、全データの第1四分位を参考に30歳240,000円、35歳270,000円を提示している。その上で、めざすべき賃金水準への到達に向けて、2017年春季生活闘争で取り組むべき賃金構造維持分を除いた賃上げ額を6000円基準とした。
- ◆価値を認めあう社会へ：中小企業の事業環境の改善に向け、①原価等の検証による収益性の再評価②赤字で受注している製品の見直し③取引条件の見直し（納期、数量、決済条件、金型等の保管費用等）④原材料価格や人件費等の価格転嫁などを経営者に要請するなど、価値を認めあう社会の実現を目指した運動を推進する。